

# 地域福祉計画骨子（案）

## 大項目 1 地域福祉を取り巻く主な課題

### 課題 1 地域住民の関係づくりと支え合い機能の向上

少子化や超高齢化、核家族化の進行、プライバシーの重視等により、地域によっては住民同士のつながりが薄れ、支え合い機能の低下が見受けられます。また、社会情勢の変化による交通弱者の増加や、孤立死、自殺、高齢者・障害者・子どもの虐待の社会問題化など、地域における生活課題・福祉課題が多様化しています。

市は平成6年3月に「長岡市福祉コミュニティ構想」を掲げ、各地域で地域住民主体のコミュニティ活動を展開してきたところですが、これらの課題を適切かつ確実な支援につなげるため、今一度ご近所づきあいや住民同士のつながりを大切に、地域における支え合い機能を向上させることが求められています。

### 課題 2 地域で活躍する人材の育成

地域における支え合いは、町内会の役員や民生委員・児童委員が中心となって行われています。しかし、地域における生活課題・福祉課題は多様化し、いわゆる「支える側」頼みの支え合いでは、いずれ限界を迎えてしまいます。

これからは、一人ひとりが自分にできる支援を行う意識をもち、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて支え合い活動に参加するとともに、支え合い活動をリードする人材の発掘・育成が求められています。

### 課題 3 ボランティア活動の活性化

平成24年4月に市民協働センター、平成28年11月に社会福祉センタートモシア内に長岡市ボランティアセンターがオープンしたことにより、市内ではボランティア活動の活性化が進んでいます。しかし、平成29年度に実施した「地域福祉に係る市民アンケート調査」の結果によれば、過去1年間でボランティア活動に参加していない市民は8割以上にのぼり、「参加する時間がない」「十分な情報がない」などにより、参加できていない実態があります。

活動時間の短縮化や積極的な情報発信など、誰もが気軽に参加できるような工夫を行い、ボランティア活動を活性化することが求められています。

### 課題 4 地域を基盤とする包括的支援の強化

子育てと介護の同時進行や高齢の親と無職独身の子の同居など複数の課題を同時に抱えるケースや、「ごみ屋敷」のように現行の制度では解決が難しい課題など、住民が抱える課題が複合化・多様化しつつあります。

このような課題に対して適切かつ確実な支援につなげられるよう、地域住民による支え合いと行政による公的な支援を連動させ、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現することが求められています。

## 大項目2 基本目標

基本理念を実現するために、下図のとおり4つの基本目標を掲げます。

**【基本理念】**

**誰もが健やかで元気に、安心して暮らせる地域共生社会の実現**

---

**基本目標Ⅰ．地域で支え合う福祉のまちづくり**

---

**基本目標Ⅱ．福祉の心を育むまちづくり**

---

**基本目標Ⅲ．ボランティア活動の盛んなまちづくり**

---

**基本目標Ⅳ．地域福祉を支える環境づくり**

### ● 地域共生社会

国は、地域共生社会とは、『制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会』であると示しています。

つまり、地域共生社会とは、対象者ごとに福祉サービスを「縦割り」にしたり、「支える側」と「支えられる側」に分かれたりせず、あらゆる地域住民や団体等が支え合いの当事者として役割をもち、みんながみんなを支えるような社会です。

地域共生社会を実現するには、一人ひとりの意識や行動はもとより、地域と行政が協力しながら、みんなで支え合うための取組や仕組みづくりを推進することが重要になります。

本市は、各福祉計画に共通する理念として「地域共生社会の実現」を位置づけ、取組を進めます。

#### <地域共生社会の姿>



## 大項目3 施策の体系

### 基本目標Ⅰ 地域で支え合う福祉のまちづくり

#### 施策の柱1 ご近所・地域のつながりづくり

地域での支え合いを推進するうえでは、ご近所や地域の人たちとの人間関係が基盤となることから、あいさつや会話、情報交換など基本的なコミュニケーションを大切にします。

また、お祭りや地域活動などのイベント、はつらつ広場やサロン活動、各地区コミュニティセンターを拠点とした多世代が交流するサークル活動などを通じて、地域交流の活性化を図ります。

#### 施策の柱2 支え合い活動の活性化

買い物や外出、ごみ出しなどちょっとした困りごとをいち早く見つけ、解決できるのは地域住民であることから、地域住民による支え合い・助け合いを促進します。

高齢者、障害者、介護する人、子どもや子育て中の人などが孤立することのないよう、それらの人への理解を深めるとともに、地域での支え合いや見守り体制の強化を図ります。

また、地域住民が地域の福祉課題を主体的に解決できるよう、課題の発見・解決に向けた話し合いをするための場づくりを推進します。

#### 施策の柱3 地域の福祉活動の充実

地域の福祉活動の推進には、住民や行政だけでなく、民間の法人・団体の力が不可欠であることから、長岡市社会福祉協議会が行う地域支援活動や地区社会福祉協議会・地区福祉会の活動の充実、また社会福祉法人やNPO、市民団体、民間企業等による福祉活動の活性化を図ります。

あわせて、法人・団体相互の連携、法人・団体と地域住民の関係づくりを推進します。

### 基本目標Ⅱ 福祉の心を育むまちづくり

#### 施策の柱4 福祉教育・啓発活動の推進

思いやりや助け合いの心を育むため、ボランティアセンター等の講座や用具の貸し出しを通じた地域における福祉教育、福祉読本「ともしび」等を活用した学校・家庭における福祉教育の充実を図ります。

また、すこやか・ともしびまつりやともしびポスター展などの「ともしび運動」や、市内大学との連携によるシンポジウムの開催など、福祉に対する関心や理解を深めるためのイベント等を実施します。

#### 施策の柱5 地域福祉を支える担い手の発掘・育成

地域における支え合い活動のリーダーとなる人材を発掘するため、意欲はあるが

活動に踏み出せていない人、特に「団塊の世代」や「アクティブ・シニア」が気軽に楽しみながら地域活動等に参加できるような取組を行います。

あわせて、発掘した人材を育成するための研修の充実を図ります。

## **基本目標Ⅲ ボランティア活動の盛んなまちづくり**

### **施策の柱6 ボランティアの育成推進**

ボランティア活動の参加者を増やすため、活動の意義や内容、市内団体のボランティア募集情報を広く発信するとともに、啓発イベントやボランティアセンターでの相談支援を行います。

また、ボランティアを育成するための講座の充実を図ります。

### **施策の柱7 ボランティア活動の活性化**

ボランティア活動に関する情報を広く収集し、ボランティアセンターのホームページをはじめ、さまざまな媒体を用いて各団体のPRやボランティア募集情報の発信を支援します。

また、専門職員による相談支援やマッチング、団体の交流事業の実施など、ボランティア活動のサポート業務の充実を図ります。

あわせて、ともしび基金や民間・行政による補助金・助成金などの財政的支援により、各団体の活動の活性化を図ります。

## **基本目標Ⅳ 地域福祉を支える環境づくり**

### **施策の柱8 包括的な支援体制の整備**

複合化・多様化した課題に対して適切かつ確実な支援を提供するため、高齢者を包括的に支える「地域包括ケアシステム」を参考に、包括的な支援体制について引き続き検討します。

また、権利擁護や生活困窮、健康問題のように福祉以外の分野を含む多様な側面からの支援が必要な課題についても、専門職や関係機関との協働のもとで解決を図る体制を推進するとともに、市の支援体制の充実を図ります。

### **施策の柱9 相談体制・情報提供の充実**

生活課題・福祉課題を抱えた人が地域の身近な所で相談できるよう、各相談機関や団体等が相互に協力しながら、さまざまな分野の相談に総合的に応じられる体制を検討します。

あわせて、各地域の最も身近な相談者である民生委員・児童委員の活動の充実を図ります。

また、福祉サービスは多岐にわたり、内容も複雑であることから、分かりやすい情報発信を行うとともに、必要な情報にアクセスしやすくなるよう、情報発信の方法を検討します。

#### **施策の柱 10 避難行動要支援者・要配慮者への支援体制の充実**

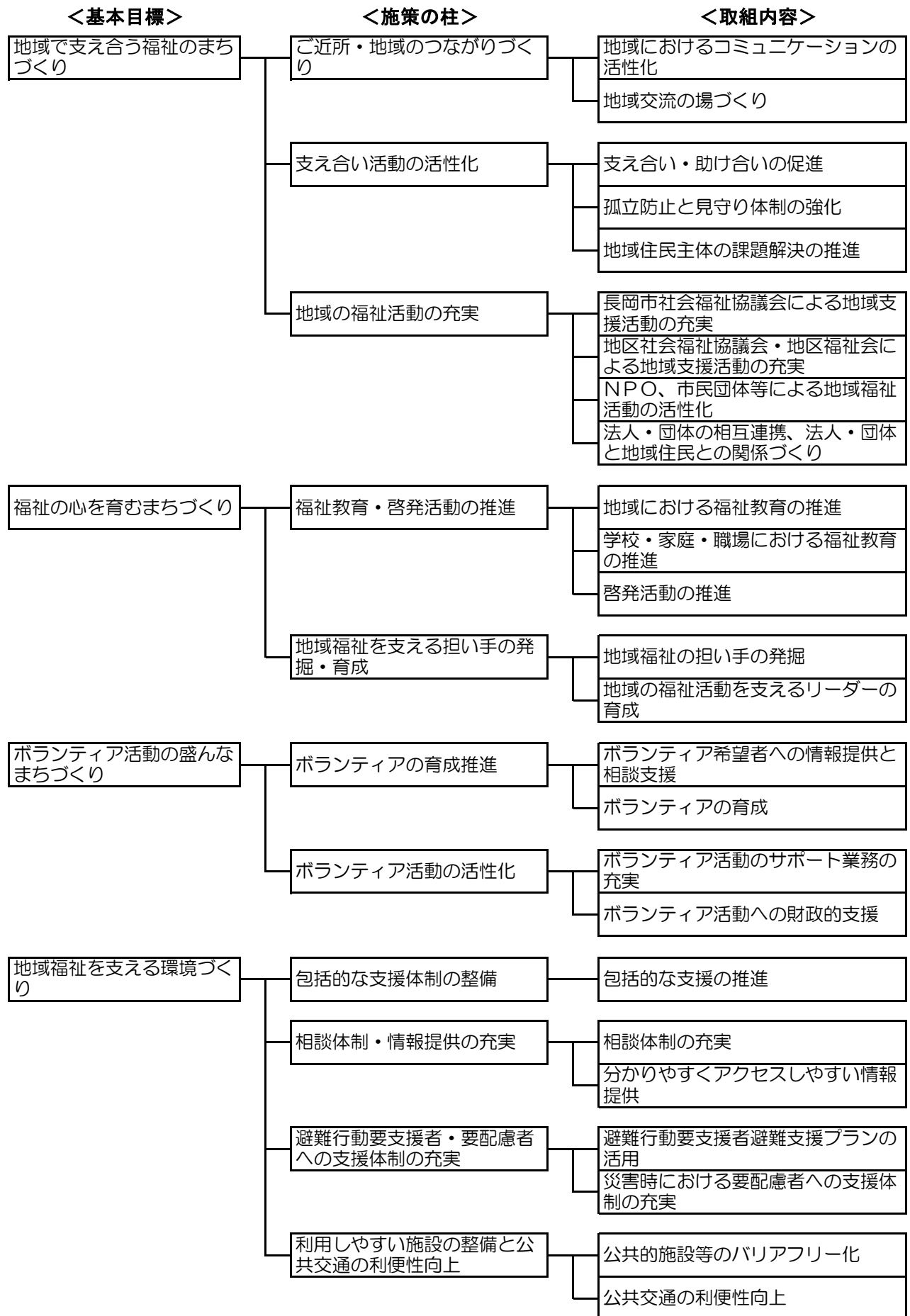
自然災害からの被害を最小限にするため、地域の防災組織を強化するとともに、避難行動要支援者避難支援プランの活用を図ります。

また、福祉避難所の運営や民間施設の緊急受入など、災害時における要配慮者への支援体制の充実を図ります。

#### **施策の柱 11 利用しやすい施設の整備と公共交通の利便性向上**

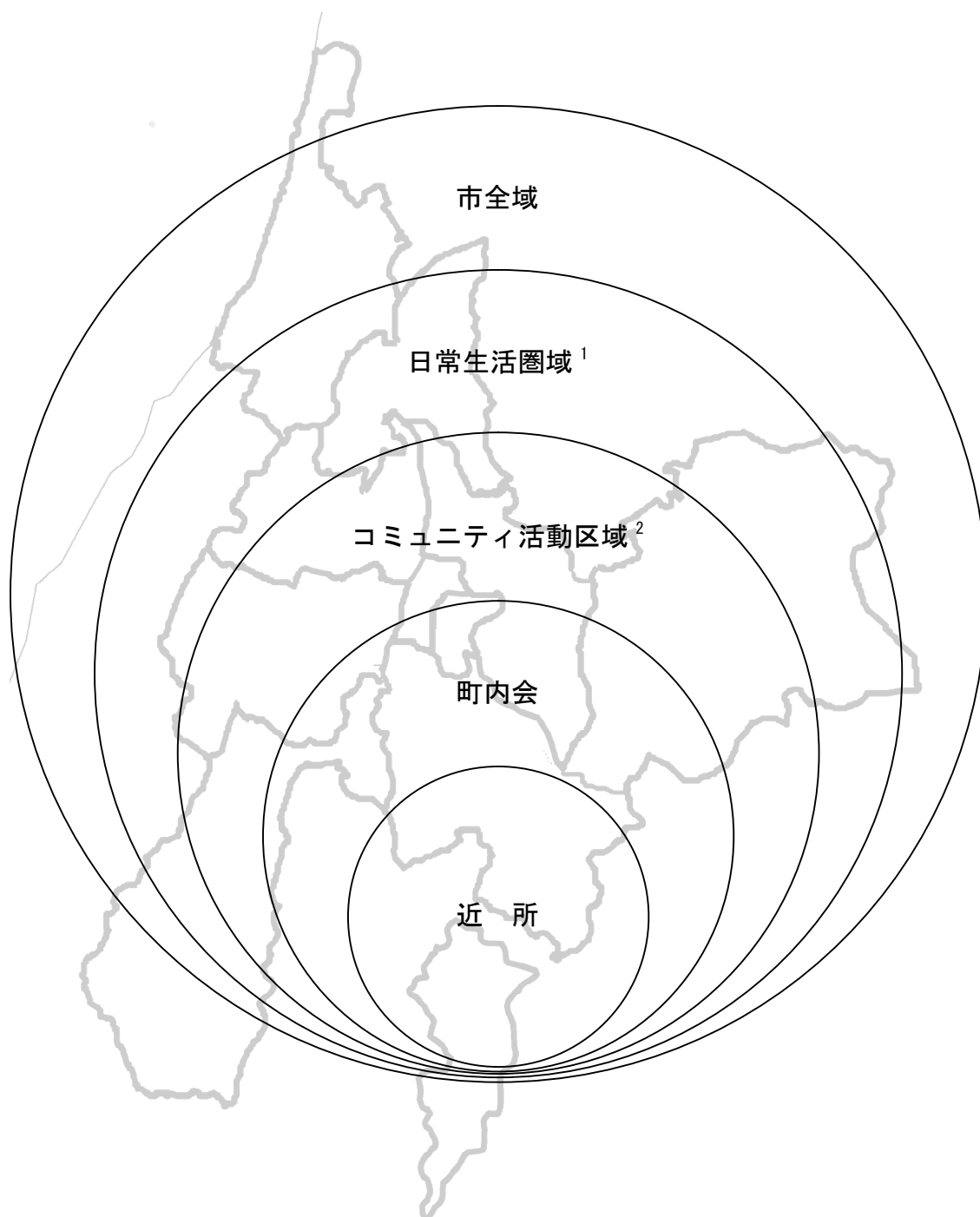
高齢者や障害者、子どもなど、すべての人にとって利用しやすいまちづくりを進めるため、道路の段差解消や公共的施設のバリアフリー化、公共交通の利便性向上を図ります。

# 大項目4 施策の体系図



## 大項目5 「地域」のとらえ方

地域福祉に係る取組は多岐にわたり、それぞれ実施するうえでの適切な範囲は異なります。そのため、本計画では地域福祉活動が実施される「地域」を、一義的なものではなく、次のおり重層的なものとしてとらえています。



1 高齢者に関する公的な相談窓口である、市内11か所の「地域包括支援センター」が担当する区域。

2 コミュニティセンター区域や小学校区など、コミュニティセンターや公民館等を拠点として、生涯学習や青少年健全育成、地区住民の社会福祉の増進を図るための活動を実施しているほか、多世代が交流するサークル活動などの取組を実施している区域。